

北方町介護予防・日常生活支援総合事業

暫定期間の生活支援ヘルパー利用について

暫定期間^{＊)}に、北方町介護予防・日常生活支援総合事業をご利用された場合、その期間のご利用分は、認定結果に基づいた料金が発生します。

＊要介護認定の申請（変更申請を含む）を出されてから認定結果が出るまでの間

◆利用回数

介護度	利用回数
非該当（事業対象者）	週 1 回まで
要支援 1	週 2 回まで
要支援 2	週 3 回まで
要介護 1 以上	<u>本事業の対象外。介護保険の適用となります</u>

◆利用料

利用状況		利用料
非該当（事業対象者）	利用回数内の場合	1 回 400 円
要支援 1・要支援 2	利用回数以上ご利用の場合	1 回 2,800 円
要介護 1 以上	<u>本事業の対象外。利用料も介護保険の適用となります。</u>	

＊要支援 2 の方→週 3 回まで 1 回 400 円

＊要支援 1 の方→週 2 回までは 1 回 400 円、それ以上は 1 回 2,800 円

＊非該当（事業対象者）の方→週 1 回までは 1 回 400 円、それ以上は 1 回 2,800 円

同意書

上記のことに同意して、暫定期間に生活支援ヘルパーを利用します。

住所 _____

氏名 _____

この同意書は 1 部コピーをご利用者様にお渡しします。

北方町地域包括支援センター 058-323-5540